

特別支援教育

発達障害のある児童生徒が在籍する学校に対する 「学校コンサルテーション」の試み

特別支援教育課 指導主事 奈良 理 央 他4名^{<注1>}

要 旨

本研究は、学校コンサルテーションの支援モデルを提案するものである。高等学校に対して特別支援教育に関するアンケート調査を行った結果、発達障害のある生徒への支援体制の整備が必要であることや特別支援教育に関する知識が不足していること等が分かった。そこで、協働課題解決型と情報提供型の二つの支援モデルを想定し、学校コンサルテーションを実施した。実施前と実施後のアンケート調査で評価したところ、実施後の平均値が有意に高いことを認め、学校コンサルテーションの有用性が明らかになった。また、機関間連携の重要性も確認された。

キーワード：発達障害 特別支援教育 学校コンサルテーション 機関間連携

I 主題設定の理由

平成19年4月、文部科学省が通知した「特別支援教育の推進について」（19文科初第125号）は、先に中央教育審議会が答申した「特別支援教育を推進するための制度の在り方（答申）」の内容を一気に網羅した感がある（落合，2007）。この通知の中で特に注目したいのは、＜3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組＞と、＜4. 特別支援学校における取組＞である。これらの項では、校内委員会設置の必要性や特別支援教育コーディネーターの指名、さらには、特別支援学校のセンター的機能の発揮等、関係機関との連携が重要であることが述べられ、従来から言われてきた柔軟で弾力的な制度の再構築、教員の専門性の向上、関係者・機関間の連携による質の高い教育のためのシステム作りといったことの具現化とも言える。また、各組織や機関が点としての存在ではなく、関連性のある存在であることを述べており、すなわち、「連携」、「協力」、「相談」、「支援」、「助言」といった相互作用的な機能の存在が重要であることを強調している。

さて、このような機関間の連携においては支援する側と支援される側があり、それらの「相互的」な協働的支援活動が組織やシステムを動かすものとする（加藤・大石，2004）。文部科学省も2004年に、「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を公表し、センター的機能の中心的存在である特別支援教育コーディネーターが果たす役割として、①連絡・調整に関すること、②特別な教育的ニーズのある児童生徒や保護者の理解に関すること、③障害のある児童生徒の教育実践の充実に関することを挙げている。また、学校外の専門的支援組織である巡回相談員や専門家チームのメンバーは、学校内の校内委員会と適切な連携をとることが必要とされている。さらに、保護者との協力体制の構築も重要な支援の一つとなる（加藤・大石，2004）。このように、支援する側も支援される側も、組織的、合理的、計画的に動くことが要求されており、特別支援教育に関する専門的な知識等のほかに、支援のための組織やシステムを効果的で効率的に運用する能力・技能が重要視される。これは、「コンサルテーション（consultation）」に必要とされる能力・技能の一つである。コンサルテーションとは、役割や専門性、立場の異なるメンバーが、具体的な支援技術や内容・方法について提供しあったり、それらを享受し合う関係を指している。

本研究は、当教育センター特別支援教育課（以下、「センター」と記述する。）と学校とが発達障害のある児童生徒の支援に際して機関間連携を行う上で、個人単位でのコンサルテーションというより、校内委員会や学校全体等、もう少し大きな対象を視野に入れた「学校コンサルテーション」による支援を想定している。これは、これまでセンターが個人単位で実施してきた教育相談機能とは若干異なるものであり、時代のニーズが要請する教育相談や学校支援の在り方を明らかにし、再構築することでもある。同時に、今後特別支援学校が果たしていくセンター的機能の一つとして必要不可欠になる支援方法の提案でもある。

II 研究目標

発達障害のある児童生徒が在籍する学校や学級に対して学校コンサルテーションを実施し、当該学校の特別支援教育上の課題の解決に対し支援していくプロセスを精査することによって、具体的支援内容・方法及び進学にかかわる望ましい学校間連携や機関間連携の在り方を支援モデルとして開発し、実施提案する。このことからセンターの教育相談機能及び支援体制の再構築を図る。

III 研究内容

1 平成19年度県立高等学校に対するアンケート調査の実施

青森県内の県立高等学校に対して、高等学校における特別支援教育に対する考え方や具体的支援内容・方法を把握するために、以下のアンケート調査を実施した。

- ① 対象…普通高等学校（総合高等学校を含む）、専門高等学校（農業、工業、水産、商業、実業の各高等学校）の本校・分校（校舎、分室を含む）、定時制、通信制高等学校合わせて84校
- ② 実施時期…平成19年12月
- ③ 質問紙法…学校名：無記名

回答者：教務主任、学年主任、生徒指導主任、研修主任（研修担当者）、養護教諭、特別支援教育コーディネーター及びその役割を担っている教職員

- ④ 回収状況…84校中81校（約96%）、482人の教職員の回答が得られた。<注2>
- ⑤ 調査項目…項目の作成にあたっては、秋元・落合(2007)、石岡(2006)、高橋・加藤(2007)、特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議(2004)を参考とした。<注2>

【アンケート1】：「校内の支援体制等の組織」、「教職員の意識」、「発達障害のある生徒やそれが疑われる生徒に対する指導・支援」、「他の教育機関との連携」等の50項目

【アンケート2】：「学校コンサルテーション」に関する質問等の7項目

2 学校コンサルテーションの支援モデルの開発と評価

(1) コンサルテーションとは

コンサルテーションとは、異なる専門性をもつ複数の者が、援助対象である問題状況について検討し、よりよい援助の在り方について話し合うプロセスを指す。自らの専門性に基づいて他の専門家を援助する者を「コンサルタント」、援助を受ける者を「コンサルティ」と呼ぶ（図1）。

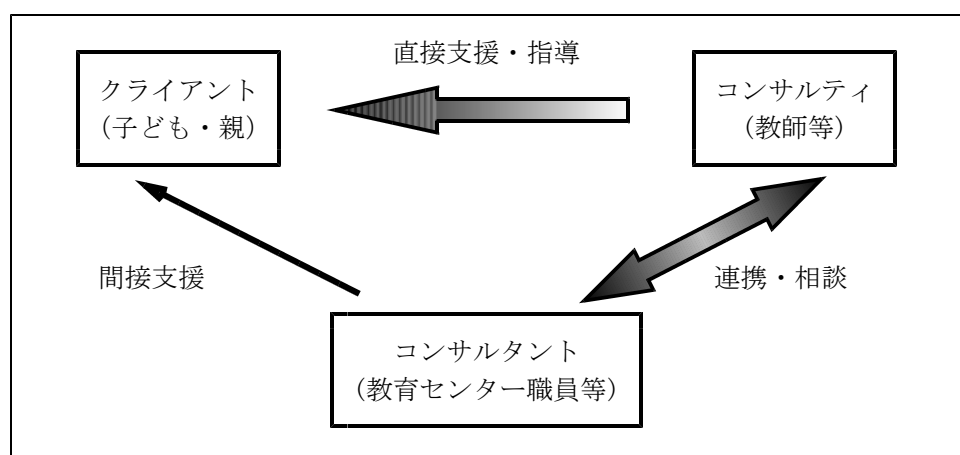


図1 コンサルテーションの一般的関係図

コンサルテーションは、コンサルタントもコンサルティもそれぞれ専門家であることを前提とする。学校コンサルテーションでは、コンサルティは教育実践や教育管理の専門家であると考えられる。

この専門家同士の関係は、コンサルティ側の自発的な意思に基づいて始まり、コンサルタントとコンサルティ双方が相談関係を築くことについて了解し合うことが必要になる。

コンサルテーションが誰の依頼によって始められるか（発動）は様々であるが、本研究では、学級担任

のみならず、特別支援教育コーディネーターや管理職、あるいは校内委員会等の分掌組織を想定した学校コンサルテーションを実施した。

(2) 他研究におけるコンサルテーションのモデルと本研究の支援モデルとの関連

コンサルテーションは、どのような立場の人が依頼したかで、コンサルテーションの仕方が異なる。国立特別支援教育総合研究所が示すモデルは、依頼を発動した主体によって分類している。

ア 本人・保護者発動型のコンサルテーション

イ 学校発動型のコンサルテーション

本研究では、実施する内容を重視し、以下の二つの支援モデルに分類した。

ア 協働課題解決型：学校とケースについて連絡を取り学校を訪問する。校内委員会と協働して課題解決に当たる。

イ 情報提供型：校内研修や講演会の依頼を受け学校を訪問する。特別支援教育に関する情報を提供する。

(3) 本研究でとらえる学校コンサルテーションの支援モデル

これまでセンターは、教育相談対象児童生徒を中心に、在籍する学校での様子や学級担任の要望等を把握する意味から「学校現地教育相談」という形で学校を訪問し支援に当たってきた。この形態は学校コンサルテーションと類似していると言えなくもないが、教育相談は個人的な営みである。一方、特別支援教育に対する関心が高まる中、学校等が開催する研修への情報提供依頼が急増しており、情報提供も一つの支援と考えられるようになってきた。

このような状況から、本研究の基本概念は、センターにおける学校コンサルテーションの取組を支援モデルに整理し、その状況を分析することで、学校コンサルテーションの支援モデルとして提案していくことである。換言すれば、今まで行ってきた教育相談等（学校現地教育相談等）を学校コンサルテーションという概念でまとめ、在り方を検討することであり、本研究の構造は図2のようになる。

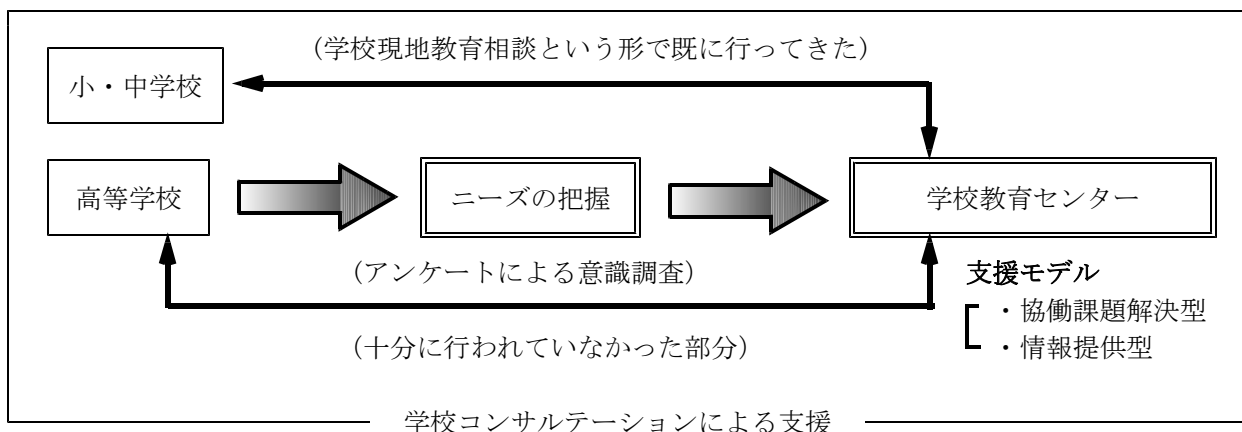


図2 本研究の構造

(4) 学校コンサルテーションのアンケート調査による評価

学校コンサルテーションの有用性を評価するために、学校コンサルテーションの実施前後においてコンサルテーションを受けた側にアンケート調査を行うことにした（資料1）。^{<注3>}

このアンケートは、1年次に実施した県内の県立高等学校へのアンケート調査結果から、センターが高等学校への学校コンサルテーションにおいて提供しなければならない内容を精査したものであり、次の五つのカテゴリーからなっている（詳細は後述する。）。

- ・カテゴリー1：「校内委員会と協働の重要性」
- ・カテゴリー2：「特別支援教育コーディネーターの養成」
- ・カテゴリー3：「外部機関との連携の重要性」
- ・カテゴリー4：「高等学校における特別支援教育の理解」
- ・カテゴリー5：「具体的な対応例（学習指導、生徒指導）の提供」

ア 対象

小・中学校情報提供型5校と地区研修会1回、小・中学校協働課題解決型1校、高等学校情報提供型4校。高等学校の協働課題解決型は依頼がなかった。なお、高等学校だけではなく、小・中学校における学校コンサルテーションも分析の対象とした。

- イ 実施時期
平成20年6月～12月
- ウ 質問紙法
氏名：無記名
回答者：学校コンサルテーション参加者
- エ 回収状況
小・中学校情報提供型：回収107名中、有効回答104名
小・中学校協働課題解決型：回収28名中、有効回答27名
高等学校情報提供型：回収125名中、有効回答113名
- オ 調査項目（資料1）

IV 研究の方法

1 研究主題にかかわる文献研究と学校コンサルテーションの実施方法

本研究を行うに当たり、学校コンサルテーションに関する知見を得るため、若干の文献研究を行った。

行動分析学の分野では、実証的研究に基づくエビデンス（科学的根拠）の蓄積がなされ、最近では、児童生徒への直接的介入のみならず、教員や保護者への研修や指導を通して、学級や学校全体、地域や家庭への支援も守備範囲にした研究や実践が行われるようになってきている（加藤・大石，2004）。これらは、学校コンサルテーションや行動コンサルテーションと呼ばれるモデルであり、学校においては教員と専門家の協働（コラボレーション）による間接的介入するところに特徴がある。これはこれまで日本では主流であったスクールカウンセラーによる直接的介入とは区別される。最近では、関係学会で、行動コンサルテーションや学校コンサルテーションに関する発表やシンポジウム（発達障害児が在籍する通常学級への支援等を含む。）が数多く行われるようになってきている。また、国立特別支援教育総合研究所がこれまで行ってきた学校コンサルテーションをまとめる形で発刊した「学校コンサルテーションを進めるためのガイドブックーコンサルタント必携ー（2007）」（以下「ガイドブック」と記述する。）は、学校コンサルテーションを実施する上で参考になる。

そこで、このガイドブックのコンサルテーションの進め方を参考にし、コンサルテーションを実施した。以下にその手順を示す。

① 学校コンサルテーションの申込み

- ・学校からの依頼は、協働課題解決型か情報提供型かを尋ね、どちらかに決定する。
- ・保護者からの依頼は、子どもが在籍している学校にコンサルテーションを行うニーズがあるかどうかを、保護者を通じて確かめる（保護者が希望しても、学校が希望しない場合がある。）。場合によっては、初めにコンサルティ（学級担任）にセンターへ来所していただき、その後学校コンサルテーションへつなげていくケースもある。
- ・今回は、研究目的もあるので、センターから教育相談対象児童生徒の保護者を通じて、学校に働きかけたものが多い。高等学校へは、学校コンサルテーション実施の知らせを配付した。

② 学校コンサルテーションの目的の明確化と情報収集

- ・申し込まれたコンサルテーションについて、コンサルティ（学級担任、特別支援教育コーディネーター等）の主訴から、どのようなことへの解決や相談かを明確にする。
- ・電話やEメール、あるいは実際に面談し情報を聞き取る。
- ・コンサルテーションの目的に沿って、必要な情報を収集する。児童生徒の学習状況や発達の状態、学校や取り巻く環境等についての情報を収集する。

③ 問題の推定

- ・収集された情報を分析し（場合によってはスタッフ同士でケースカンファレンスを行い、問題の所在が何なのか分析する。）、問題全体の整理と解釈を行う。
- ・問題解決につながる手がかりが見えたら、どこから着手するか考える。

④ これまでの対応の検討と新たな対応の計画

- ・学級の物理的環境を含め、これまで行われてきた児童生徒への対応等について、収集した情報を基に分析・検討していく。
- ・問題の推定やこれまで行われてきた対応の検討を踏まえて、新たに提案できる対応について整理し、コンサルテーションの組立てを考える。
- ・コンサルテーションのスケジュールを提示することも必要になる。

⑤ 対応

- ・提示した計画に基づいて学校を訪問する。
- ・授業参観は、問題の把握がしやすい場面を選択して行う。
- ・コンサルティに再度センターに来てもらい、話し合いをすることもあり得る。

⑥ 学校コンサルテーションの評価

- ・一定の期間対応した後に、対応の適切さについて分析し、コンサルティへの対応が妥当であったかどうか評価する。
- ・今回の研究では、前述したように学校コンサルテーションの実施前後において、コンサルテーションを受けた側にアンケート調査を実施する。
- ・情報提供型については、研修会等での情報提供の前後で行う。
- ・協働課題解決型では、学校コンサルテーションの実施前と一定の期間取り組んでもらった後にアンケート調査を行う。
- ・コンサルティの意識の変化を把握するために、PAC分析（詳細は後述）を行う。

以上が、本研究で行った学校コンサルテーションの流れの概略である。

2 アンケート調査の実際

以下に、学校コンサルテーションの評価に用いたアンケート調査の実施手順について述べる。

(1) 協働課題解決型の場合

ア 事前の電話連絡の際、次の2点を確認する。

(ア) 学校コンサルテーションの実施に当たって、3回程度学校を訪問する必要があること。

(イ) 1回目の学校コンサルテーション前、3回目の学校コンサルテーション後に、学級担任か特別支援教育コーディネーターにPAC分析に協力してもらうこと。

イ 1回目の学校コンサルテーション開始1時間前、講義を担当しない指導主事が上記の協力者にPAC分析（1回目）を行う。

ウ 学校コンサルテーション開始前、出席者全員にアンケート用紙（事前面）に記入してもらう。

※ 記入後、名前を記入した封筒に入れ、回収する。

エ 学校コンサルテーション2回目、3回目を行う。

オ 3回目の学校コンサルテーション終了後、出席者全員にアンケート用紙（事後面）に記入してもらう。

※ ウの封筒を同一人物に渡す。

カ 上記オの項が終了後、講義を担当しない指導主事が上記イの項の協力者にPAC分析（2回目）を行う。

(2) 情報提供型の場合

- ア 講義開始前、全員にアンケート用紙（事前面）に記入してもらう。
- イ 講義
- ウ 講義終了後、全員にアンケート用紙（事後面）に記入してもらう。

V 研究の実際

1 平成19年度県立高等学校に対するアンケート1の分析結果^{<注2>}

(1) 単純集計結果

アンケート50項目の単純集計の結果から、高等学校の教職員は、

- ・ 学校長のリーダーシップの下、機関間連携、特別支援教育に関する研修、生徒理解のための話し合い、支援プログラム等は必要と感じている。
- ・ 特別支援教育全般に関する知識が不足している。
- ・ 学校としては、特別支援教育は関係あるととらえているようだが、教職員個人は、発達障害の生徒の教育の場は高等学校という認識が薄い様子である。

といったことが推察された。

(2) 普通高等学校（全日制）とそれ以外の高等学校（定時制、通信制、農業、工業、水産、商業、実業）との各項目間の t 検定^{<注4>}

普通高等学校の教職員の方がそれ以外の高等学校の教職員より、「特別の指導方法や支援プログラムが必要である」、「自分への忠告を素直に聞くことができる」と感じていること、また、それ以外の高等学校の教職員の方が普通高等学校の教職員より、「高等学校の教職員も特別支援教育に関係ある」、「他の教育機関から支援を望む声が高まってきている」、「特別支援教育における学校全体での研修が行われている」と感じていることが確認された。

(3) 主成分分析^{<注4>}とクラスター分析^{<注5>}

単純集計から、大まかな高等学校教職員の意識を把握することができたが、今後、センターが学校コンサルテーションを実施するにあたり、より適切な学校への支援内容を検討する上で、さらに詳細な分析が必要と考え、主成分分析とクラスター分析を実施した（表1）。

表1 抽出した6つの主成分

No	項目の名称（各主成分の特徴）	固有値	寄与率	累積寄与率
主成分No.1	特別支援教育にかかわる資質	6.098	19.04%	19.04%
主成分No.2	学習指導における専門性	3.297	10.30%	29.34%
主成分No.3	特別な教育的支援を必要とする生徒への意識	2.248	7.02%	36.36%
主成分No.4	校内委員会の必要性と協働	1.678	5.24%	41.59%
主成分No.5	特別な教育的支援を必要とする生徒への対応力	1.171	3.66%	45.25%
主成分No.6	連携（校内、他機関）の必要性	1.028	3.21%	48.46%

N=409, Cronbachの $\alpha=0.9003$

抽出された主成分の数が六つであったことから、さらにデータを圧縮したいと考え、第2段階として、主成分負荷量を基にクラスター分析を実施し、二つのクラスターから検討することにした。

主成分分析とクラスター分析の結果から、アンケート調査を通じた高等学校教職員の意識として、「特別支援教育の資質・専門性と連携」及び「意識・対応力向上と校内委員会等による協働」という二つのまとまりが得られた。

(4) あらかじめ検定項目として設定した6項目間の分散分析^{<注6>}

アンケート項目中、あらかじめ検定項目としたものは項目15、項目17、項目20、項目23、項目28、項目45の6項目であり、それぞれ5段階評定を求めるものであった。

これらの項目では、「学校の教職員のこと」、「自校の組織の状況」、「特別支援教育について」、「自分自身のこと」、「校内委員会のこと」について、回答者の意識を取り上げ、各項目間の有意差を検討することを目的とした。分散分析の結果、高等学校では「同僚に相談をしない、相談に乗れない」、「教職員個人で生徒に対応している」、「校内委員会が機能しない」、「外部機関との連携がない」、

「生徒への対応がうまくいかない」という様々な要因がからみ合い、特別支援教育の意識の啓発や特別な教育的支援を進めていくことが困難な状況にあることが確認できた。

(5) あらかじめ検定項目として設定した6項目間のパス解析

分散分析と同時に、あらかじめ検定項目として設定した6項目間のパス解析を実施した結果、特別支援教育の意識を高めるためにも、項目45の「校内委員会の重要性」が確認できた。

(6) あらかじめ検定項目として設定した6項目間の1因子モデルのパス解析

あらかじめ検定項目として設定した6項目から、高等学校への学校コンサルテーションで提供する内容を検討するため、1因子モデルのパス解析を実施した結果、学校への支援に必要なものは、「校内委員会の重要性」、「外部機関との連携の必要性」、「同僚との相談における関係づくり」が確認できた。

(7) アンケート1の考察

以上、(1)から(6)までの分析を通し、高等学校教職員の意識は、

- ① 発達障害の生徒の教育の場は高等学校であるという認識が薄く、特別支援教育全般に関する知識が不足している。
- ② 学校長のリーダーシップの下、機関間連携、特別支援教育に関する研修、生徒理解のための話し合い、支援プログラム等は必要と感じている。
- ③ 普通高等学校（全日制）以外の教職員の方が、より特別支援教育に関する情報を求めている傾向にある。

との現状が確認できた。

また、高等学校は、

- ① 各教職員が個人で対応する傾向にあり、あまり同僚に相談しない。
- ② 特別支援教育の知識があり、相談に乗ってくれる人がいない。
- ③ 校内委員会が機能しない。
- ④ 外部機関との連携がない。

という傾向があるため、生徒への対応がうまくいかないこともあり、特別支援教育の意識の啓発や特別な教育的支援を進めていくことが困難であるという状況にあることが確認できた。

一方、主成分分析、クラスター分析、パス解析の結果から、高等学校への支援に必要な内容として、

- ① 特別支援教育の資質・専門性と連携
- ② 意識・対応力向上と校内委員会等による協働
- ③ 校内委員会の重要性
- ④ 外部機関との連携の必要性
- ⑤ 同僚との相談における関係づくり

が確認できた。

以上のことから、当課が高等学校への学校コンサルテーションにおいて提供しなければならない内容は、

- ① 校内委員会と協働の重要性
 - ② 特別支援教育コーディネーターの養成
 - ③ 外部機関との連携の重要性
 - ④ 高等学校における特別支援教育の理解
 - ⑤ 具体的な対応例（学習指導、生徒指導）の提供
- が重要であると考えた。

2 平成19年度県立高等学校に対するアンケート2の考察^{<注2>}

学校コンサルテーションの必要性を「きわめて感じる・やや感じる」とした回答者は63%で、学校コンサルテーションで望む内容としては、「発達障害の生徒の支援の在り方」、「特別支援教育にかかわる情報提供」、「特別支援教育の基本的事項についての研修の必要性」が多数意見であった。

学校コンサルテーションをセンターに依頼したいという回答者は38%、依頼するかどうかわからないとした回答者は52%であり、学校コンサルテーションを依頼するかどうかわからないとした理由をみると、「学校コンサルテーションそのものがわからない」、「学校コンサルテーションを依頼する状態にあるかどうかわからない」等とあるように、学校コンサルテーションの具体的なイメージがつかみにくいことと、発達障害も含めた特別支援教育に関する理解がまだまだ浸透していないことが考えられた。

3 学校コンサルテーションの支援モデルの開発

(1) 協働課題解決型学校コンサルテーションの支援モデル

このモデルは、一人の児童を対象にしたセンターでの教育相談から、その児童の学級担任及び学級への支援につながり、さらには当該学校の校内委員会に対する支援に発展したケースである。

本報告では、学級及び学校に対する支援を中心に述べることにする。

ア 対象について（平成19年度）

- ・ A市B小学校の情緒障害特別支援学級
- ・ 担任（C教諭）1名
- ・ 在籍児童3名（うち1名、小学校2学年の児童Dが当センターの教育相談対象）

イ 学級の状況

- ・ 平成18年度開設
- ・ Dは平成19年度2学期に他校特別支援学級から転入
- ・ D以外の2名は昨年度不登校気味
- ・ 学級担任の特別支援教育に対する経験は浅い

ウ 校内委員会の状況

- ・ メンバーは、校長、教頭、各分掌主任、特別支援学級担任、養護教諭
- ・ 管理職の特別支援教育に対する意識は極めて高い
- ・ 特別支援学級を支援する体制ができつつある

エ 学校コンサルテーションの実際

(ア) 情緒障害特別支援学級等の状況

◎学級担任からの依頼（保護者が学級担任へセンターと連絡をとってほしい旨を伝える）

- ・ 依頼内容は、情緒障害特別支援学級を担当するのは初体験で、何から手をつけたらよいか分からない状態であり、学級の保護者からは信頼を得ることができないということであった。
- ・ 児童の様子は安定しているように見えるが、原籍学級にいつか協力学級にばかりいることが多く、学級が生活の場になっていない。

◎教室内環境について

- ・ 空間が広すぎて、安心できない。
- ・ 個人所有なのか、学級所有なのか物品の管理がはっきりしない。
- ・ 物事を進めていく上で、手がかりになるような掲示等が少ない。

◎校内委員会と教員の状況

- ・ 教員間において、特別支援教育に関する認識の度合いに差がある。
- ・ 特別支援教育コーディネーターが、的確な情報を提供したり、校内支援のための方法を示すのが難しい状況である。
- ・ 校内支援のためのシステムがうまく機能していない。

(イ) 学校コンサルテーションの内容（コンサルティ：学級担任、特別支援教育コーディネーター）

◎学級担任への支援

- ・ 児童が落ち着いた状況で学級に居られるように、教室内環境の構造化に取り組んだ。
- ・ 児童一人一人の個別の指導計画を作成し、時限目標を決め取り組んだ。
- ・ 学級担任と保護者との間の仲介役になり、学級担任の意図が的確に伝わるようにした。

◎校内委員会への支援

- ・ 特別支援教育の概要と児童に対する具体的対応策を情報提供した。
- ・ 校内委員会を拡大し、全校教職員での事例検討会を行った（今後も継続して取り組む）。
- ・ 通常学級内での構造化も可能であることを伝え、取り組んでもらった。

◎医療機関との連携

- ・ 児童の障害の状態を把握するため、保護者からの依頼を受けて諸検査を実施する。検査結果から慎重に判断しなければならない事実がみられた場合は、医療機関からの支援を受けるよう保護者に伝えた。
- ・ 保護者の同意を得て検査結果を医療機関に伝え、医療方針を決めてもらい、取り組むべき課題を明確にした。場合によっては医師との協議を行い、結果を学校に伝えた。
- ・ 日常の児童の様子の観察のため、医師が学校を訪問できるように仲介した。

(ウ) 具体的支援方法

◎指導理念

- ・ 教室内環境の構造化に当たっては、TEACCHプログラムの手法を用いた。
- ・ 児童の適応行動の形成や問題行動に対する指導には、行動分析学の手法を用いた。

◎評価の仕方

- ・学校コンサルテーション実施に対する評価は、単に対象児童の課題が解決したということだけではなく、学校コンサルテーション参加者の意識変化について、学校コンサルテーション実施前後の教員へのアンケート調査（資料1）によって行った。

(エ) 結果（学級担任からの報告）

◎学級担任への支援

- ・教室内環境の構造化を行った結果、心理的に安定した状態になり、落ち着いた状況で学級にいられるようになった。
- ・児童一人一人の個別の指導計画の作成がなされ、児童へのアプローチが焦点化した。
- ・コンサルタントが学級担任と保護者間のクッションになり、教師と保護者が児童の指導に対する意図を共通理解できた。

◎校内委員会への支援

- ・対象児童に対する具体的対応策を決定するために、コンサルタントを助言者として、事例検討会が行われた。
- ・対象児童以外の児童に関しても事例検討会を行うようになった。
- ・通常学級内での構造化も少しずつ進み、環境に対する関心が高まった。

◎医療機関との連携

- ・医師も教育現場には関心があり、センターが設定した事例検討会に出席し、医療面からのアドバイスが行われるようになった。

(2) 情報提供型学校コンサルテーションの支援モデル

平成19年度に実施した県立高等学校へのアンケート調査結果から、センターが高等学校への学校コンサルテーションにおいて提供しなければならないと考えられた五つのカテゴリーの内容を踏まえ、以下のよう項目に沿って、プレゼンテーション用資料を作成し、情報提供した（資料2）。

ア 特別支援教育の動向

学校教育法等の一部を改正する法律（H19.4）、教育基本法の改正（H18.12）、特別支援教育推進について（通知）、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の割合、県内においてセンター的機能が求められる特別支援学校の紹介、校内委員会の設置率及び特別支援教育コーディネーターの指名率等について情報提供した。

イ 発達障害について

発達障害の定義、LD・ADHD・広汎性発達障害の状態像及び具体的な支援方法等について簡単な疑似体験を含めながら情報提供した。

ウ 学校コンサルテーションについて

センターで行っている学校コンサルテーションの協働課題解決型の事例を紹介する中で、校内委員会や特別支援教育コーディネーター、外部機関との連携の重要性について触れるとともに、「気づきのためのチェックリスト」^{<注8>}の活用方法等について情報提供した。

(3) 学校コンサルテーション実施前後のアンケートによる評価

ア 協働解決型学校コンサルテーションの評価

(ア) アンケートによる評価

学校コンサルテーション実施前後で、対応のある t 検定を行った結果、全ての型のカテゴリーにおいて有意差がみられた（表2）。またサンプル数が少なかつたため、ノンパラメトリック検定^{<注9>}も実施し、同様の結果が得られた（表3）。以上のことから、センターが実施した学校コンサルテーションは、五つのカテゴリー全てに対し有効であったことが確認できた（回収28名中、有効回答27名）。

表2 小・中学校協働課題解決型 (**:1%有意 *:5%有意)

	項目	サンプル数	t 値	自由度	P値	判定
校内委員会と協働の重要性	1+2	27	3.253167	26	0.003157	**
特別支援教育コーディネーターの養成	3+4	27	2.45604	26	0.021043	*
外部機関との連携の重要性	5+6	27	2.302035	26	0.029596	*
校内における特別支援学校の理解	7+8	27	3.5	26	0.001696	**
具体的な対応例の提供	9+10	27	3.122499	26	0.004363	**

表3 小・中学校協働課題解決型 (**:1%有意 *:5%有意)

	項目	サンプル数	Z値	P値	判定	
	校内委員会と協働の重要性	1+2	27	2.774161	0.005534	**
	特別支援教育コーディネーターの養成	3+4	27	2.23723	0.025271	*
	外部機関との連携の重要性	5+6	27	2.130131	0.033161	*
	校内における特別支援学校の理解	7+8	27	2.977065	0.00291	**
	具体的な対応例の提供	9+10	27	2.737805	0.006185	**

(イ) 考察

学校コンサルテーション実施後の教職員の意識は、実施前と比較し、特別支援教育に関する意識が高まっていることが、アンケート項目（資料1）全てにおいて統計的有意差が見られたことから明らかである。特に、学校全体において特別支援教育の理解が高まっている事実は、協働課題解決型学校コンサルテーションを行い、当該学校の教職員と同一の立場で、一緒に対象児童の課題点を解決しようとしたプロセスが功を奏したものと考えることができる。したがって、情報提供型学校コンサルテーションの意義は大きいものとする。と同時に、学校側が求める事項に対しての具体的な対応は、固定されたものではなく事例ごとに異なる対応をすることが多いので、学校コンサルテーションに当たっては、日ごろからたくさんの症例や方法について熟知しておく必要がある。

(ウ) 特別支援教育コーディネーターへのPAC分析

PAC分析 (Personal Attitude Construct) は、人間の隠された意識を顕在化させ、心理的な問題を解決しようというものであり、内藤(1993)が開発した手法である。PAC分析の利点は、被験者自身が認知構造をはっきり認識していなくても、認知構造を導き出すことができる点にある。そこで、協働課題解決型学校コンサルテーションを実施した学校の特別支援教育コーディネーター1名を対象に、学校コンサルテーション実施前と後にPAC分析を行い、その効果を検討することにした（詳細は資料3）。

a 学校コンサルテーション実施前のPAC分析解釈

連想項目から導き出された各クラスターは、第1に「先生方の意識の変化」、第2に「先生方の意識の変化に伴う校内の変化」、第3に「マイナス要因を含む問題点」であった。また、各クラスター間の比較においては、「人や組織の変化」、「連携」、「コミュニケーション」、「現在の問題点」についての報告がみられ、特別支援教育コーディネーターである本教員は、自校の教職員の特別支援教育に対する理解と校内支援体制の変化を望んでいることが確認できた。

全体についてのイメージや解釈場面では、困っている教職員や子どもたちが楽になればよいこと、一人で抱え込むのではなくみんなで取り組めればよいこと、センターからの支援を自分だけでなく他の教職員へも紹介したいといったことが報告されている。また、他の教職員も努力が必要であり、学校コンサルテーションがその引き金になってくれればよいという報告もなされた。

以上のことから、本教員は学校コンサルテーションを実施することにより、教職員の意識や校内支援体制が変わり、教職員も子どもたちも楽になることを期待していることが分かった。また、他の教職員に対しては、もう少し努力すべきだという考えを持っていることも確認できた。

b 学校コンサルテーション実施後のPAC分析解釈

連想項目から導き出された各クラスターは、第1に「特別支援教育について共通理解できた成果」、第2に「特別支援教育コーディネーターへの理解」、第3に「新たな問題」、第4に「管理職の諸検査への意識」であった。また、各クラスター間の比較においては、「教職員の理解」、「心理検査の理解を深めること」、「残された課題」についての報告がみられ、特別支援教育コーディネーターとしての自分自身の理解も深まったと感じている反面、それに伴って現れた特別支援教育コーディネーターの業務に対するプレッシャーや不安があることも確認できた。全体についてのイメージや解釈場面でも同様であった。

以上のことから、本教員は学校コンサルテーションを実施したことにより、特別支援教育に対する管理職や教職員の意識が変わり、また、特別支援教育コーディネーターへの理解も深まったと感じている一方で、特別支援教育コーディネーターとして自校組織を運営したり、心理検査を実施したりすることができるようにならなければならないといったプレッシャーや不安も現れてきたことが確認できた。

c 学校コンサルテーション実施前後における特別支援教育コーディネーターPAC分析の考察

以上の結果から、学校コンサルテーションは有効であったと考えられる。また、特別支援教育コーデ

ィネーター自身が、自校組織を運営したり、心理検査を実施したりすることができるようにならなければならぬといったプレッシャーや不安も現れてきていることが確認されたことから、校内のキーパーソンである特別支援教育コーディネーターへの支援、例えば校内委員会の運営方法や特別支援教育に関する専門性の向上といったことも、「学校コンサルテーションパッケージ」（支援方法が一つにまとめられたマニュアルのようなもの）の中に組み込んでいくことが必要と考える。

イ 情報提供型学校コンサルテーションの評価

(ア) アンケートによる評価

学校コンサルテーション実施前後で、対応のある t 検定を行った結果、全ての型のカテゴリーにおいて有意差がみられた（表 4、表 5）。以上のことから、センターが実施した情報提供型学校コンサルテーションは、四つのカテゴリー全てに対し有効であることが確認できた。

表 4 小・中学校情報提供型 (**:1%有意 *:5%有意)

	項目	サンプル数	t値	自由度	P値	判定
校内委員会と協働の重要性	1+2	104	5.159062	103	0.000	**
外部機関との連携の重要性	3+4	104	5.983888	103	0.000	**
校内における特別支援教育の理解	5+6+7+8	104	7.552395	103	0.000	**
具体的な対応例の提供	9+10	104	6.615525	103	0.000	**

表 5 高等学校情報提供型 (**:1%有意 *:5%有意)

	項目	サンプル数	t値	自由度	P値	判定
校内委員会と協働の重要性	1+2	113	3.909545	112	0.000158	**
外部機関との連携の重要性	3+4	113	7.456654	112	0.000	**
校内における特別支援教育の理解	5+6+7+8	113	4.812495	112	0.000	**
具体的な対応例の提供	9+10	113	5.788039	112	0.000	**

(イ) 考察

今回実施した情報提供型学校コンサルテーションの内容は、高等学校で求められている情報を中心に編成したが、内容的には高等学校だけでなく、小・中学校においても有効であることが分かった。また、高等学校において未だ設置率の低い校内委員会や外部機関との連携についても意識が高まっており、今回のような情報提供型学校コンサルテーションの果たす役割は大きいと考える。依頼時に、より具体的な内容（生徒の実態把握や対応の仕方、ソーシャルスキルの向上の手立て等）を要望する学校もあり、今後、基本的な内容に加え、各学校で特に必要とされる内容を組み込むことで、さらにそれぞれの学校のニーズに応えることができるものと考えられる。

VI 考察とまとめ

これまでの盲・聾・養護学校は、訪問教育という仕組みはあったものの、基本的には、教師が動く仕組みではなく、子どもが動く仕組みであった。しかし、特別支援学校制度に移行したことによって、障害のある子どもが通ってくるのみならず、学校側から教師がそのような障害のある子どもが学び生活している地域の学校へと出向き、必要な指導・支援を行うことも可能になった（柘植，2008）。このことは、特別支援学校のセンター的機能の一つを指しているのであり、「子どもが通ってくる」という我が国の「学校」の概念を大きく変えることになったと言っても過言ではなく、特別支援学校が地域の中で存在し得る根拠と言ってよい。

さて、このような状況の中、本研究は、支援する側としてのセンターの支援の在り方を実施提案する試みである。すなわち、これから特別支援学校が果たすであろうセンター的機能を想定し、支援方法を具体的な形で特別支援学校に提案していくことである。これは単に、現在センターが幼児児童生徒個人に対し行っている教育相談機能を縮小化し、特別支援学校に移行させることを意図しているのではなく、小・中・高等学校等が必要としている支援に対応していくことができるための支援方法を提案するという意味合いを持っている。

このような理由から、学校コンサルテーションという一つの支援方法を提案することができたが、学校コンサルテーションの有用性については、受ける側の意識が高まっているという統計的な結果からも明らかに

なったと言える。しかし、学校コンサルテーションは支援方法であり、単に学校に出向いて、コンサルティと面談するだけでは支援にはならない。つまり、課題解決が重要なのであり、エビデンス・ベースト（科学的根拠に基づいた）な解決策や、情報提供がなされなければならない。コンサルタントの専門性が低いとコンサルテーション自体無意味なものになり、ひいては特別支援学校の信頼までなくする結果になりかねない。社会は確実に進歩し、新しいニーズが生まれているのであるから、それに対応する方法論も変わっていくのは当然である。従来の方法にとらわれることなく、専門性向上に切磋琢磨することが必要である。このことは19文科初第125号通知の中の、特別支援学校における取組として挙げている〈4-3〉、特別支援学校教員の専門性の向上〉に読み取ることができ、センター的機能の発揮が副次的に特別支援学校の専門性、すなわち質の向上に大きく関係すると考えられる。センター的機能の発揮という取組は、単に地域支援のみならず、特別支援学校自体へのポジティブな働きかけと言ってよいのである（井上，2008）。今後、センターは、学校コンサルテーションが特別支援学校の持つ一つの支援方法として確立できるように、支援していく役割を担わなければならないと考える。

Ⅶ 本研究における課題

研究目標に掲げた「進学にかかわる望ましい学校間連携」については、実践・検証はなされなかった。この部分については、既に小・中学校間では行われているが、特別支援教育からの視点で行われるようになったのは、先進校を中心とした最近のことである。この部分が実践・検証できなかった理由は、一つには、学校間で特別支援教育に対する関心の程度に差があること、すなわち、どちらかにニーズがないと進められないことが挙げられ、そこにセンターが介在できなかつたためである。もう一つは、ニーズがあっても、児童生徒個人の事実を客観的データとして、双方が共有するために共通して使用できる「言語（共通概念や具体的支援ツール）」が足りないこと等があると思われる。考えれば、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」などの、いわゆる支援ツールが小・中学校でささやかれるようになってきたのはごく最近であり、これが普通に立案されるようになるまではかなりの時間を要するものと考えられる。「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成を推進していく中で、これが学校間で共有できる共通の「言語」となるよう支援する必要がある。また、地域の学区内にあつては、特別支援教育コーディネーター同士が協力し合い、共通の「言語」となるようなツール（引継ぎ資料等）を独自に開発することも有効である。このような状況においてセンターが支援していくことも考えられる。

最後に、学校コンサルテーションを行って実感することは、発達障害のある児童生徒への支援は、医療機関との連携なしには考えられないことである。現に、本研究の協働課題解決型の支援モデルとして紹介したケースでも、医師の協力が功を奏していた。学校コンサルテーションを行った結果として、保護者が医療機関を利用するようになり、問題解決に結び付くこともあるし、センターに教育相談にきた結果、学校コンサルテーションに広がり、医療機関を利用するようになったケースもある。今後、教育機関と医療機関をつなぐ役割が、センターの機能として追究されなければならないと考える。

<注>

1. 特別支援教育課長 風晴富貴， 指導主事 奈良理央， 柿崎朗， 天海丈久， 高橋寿， 成田繭子
2. 詳細については、青森県総合学校教育センター特別支援教育課にお問い合わせください。
3. 資料1～3までは、別版のCD-ROMに記載する。
4. t検定：SPSS Ver11.0Jを使用主成分分析：SPSS Ver11.0Jを使用
5. クラスタ分析：クラスタ分析アドイン（早狩進 <http://www.jomon.ne.jp/~hayakari/index.html>, 2009.1.16）を使用
6. 分散分析（パーレット検定，クラスカル・ウォリス検定）：エクセル統計2004を使用
7. パス解析：AMOS5 Student Versionを使用
8. 気づきのためのチェックリスト（幼児用，小・中学生用，高校生以上用）．青森県総合学校教育センター特別支援教育課
9. ノンパラメトリック検定（ウィルコクソンの符号順位和検定）：SPSS Ver16.0Jを使用

<参考文献>

別版のCD-ROMに記載